

日米了解事項覚書に関する特約条項

(日米覚書の遵守)

第1条 乙は、この条項に定める事項のほか、日本国防衛省と合衆国国防省との間（装備品等システム名）の日本国における取得及び生産に関する了解事項覚書（以下「日米覚書」という。）に定められた事項を遵守して、契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行後において引き続き日米覚書に定められた事項について遵守しなければならない。

(技術資料等の管理)

第2条 乙は、日米覚書に基づき、提供を受け又は取得する技術資料及びその関連資料（情報を含む。）並びに製品（以下「技術資料等」という。）を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(技術資料等の第三国等への移転禁止)

第3条 乙は、技術資料等を第三国及び下請負者を除く第三者（以下「第三国等」という。）に販売、譲渡又は使用その他の移転を行ってはならない。

(技術資料等の目的外使用の禁止)

第4条 乙は、技術資料等を甲の承認を得ることなく、この契約の目的以外に使用し又は利用してはならない。

(表示の付与)

第5条 乙は、日米覚書に基づき提供を受けた技術資料又は図面により品目に表示を付することとなっているものについては、これにより適切な表示を行うものとする。

(企業等への立入)

第6条 乙は、日米覚書に基づき米国政府の職員（米国政府から権限を与えられたものを含む。）から、乙又はその下請負者の工場等への立入りの申出があった場合には、甲と調整のうえ、これに協力するものとする。

(工場等の保全)

第7条 乙は、日米覚書に基づき提供を受けた技術資料等に基づき製造を行う工場等については、当該覚書を遵守するのに必要な処置を講ずるものとする。

(資料等の還元)

第8条 乙は、製造に際し製造方法の変更及び技術改善等を行った場合には、技術資料及び技術上の知識等について甲に申し出るものとする。

(特許権等の侵害の禁止)

第9条 乙は、日米覚書に基づき提供を受けた技術資料に第三者が所有する特許権、著作権又は技術上の知識等が含まれている場合は、これらの権利を侵害してはならない。

(事故発生時の措置)

第10条 乙は、技術資料等の第三国等への移転など、この条項に定める事項に関し事故が発生し又はその恐れがある場合は、適切な処置を行うとともに、速やかに甲に報告するものとする。

(管理規定)

第11条 乙は、この条項に定める事項を確実に遵守するため、管理規定を作成し、甲の確認を受けるものとする。ただし、管理規定が既に甲の確認済みであるときには、その旨を届け出るものとする。

2 前項の管理規定には、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 管理責任者及び取扱者の任命方法並びに責任の範囲
- (2) 技術資料等の送達及び保管等に関する処置
- (3) 技術資料等を第三国等に移転しないための処置
- (4) 技術資料等を契約の目的以外に使用及び利用しないための処置
- (5) 技術資料に基づき製造を行う工場等の保全処置
- (6) その他必要な事項

3 乙が甲の確認を受けた管理規定を変更する場合は、第1項を準用する。

(下請負の処置)

第12条 乙は、この契約に関し下請負者がある場合は、乙と下請負者との間で第2条以下に定める事項に準じて取決めを行うものとし、この取決めには乙と下請負者との契約が完了した後も、引き続き当該事項を遵守させる内容を含むものとする。

2 乙は、前項の取決めを行った場合は、取決めた文書を速やかに甲に提出し確認を受けるものとする。ただし、その取決め文書が既に確認済みであるときには、その旨を届け出るものとする。

(開発経費の支払等)

第13条 日米覚書に基づき、開発経費（円建て）の支払条件を伴う契約については、別に定めるところによるものとする。